

第4次松江市男女共同参画計画策定について

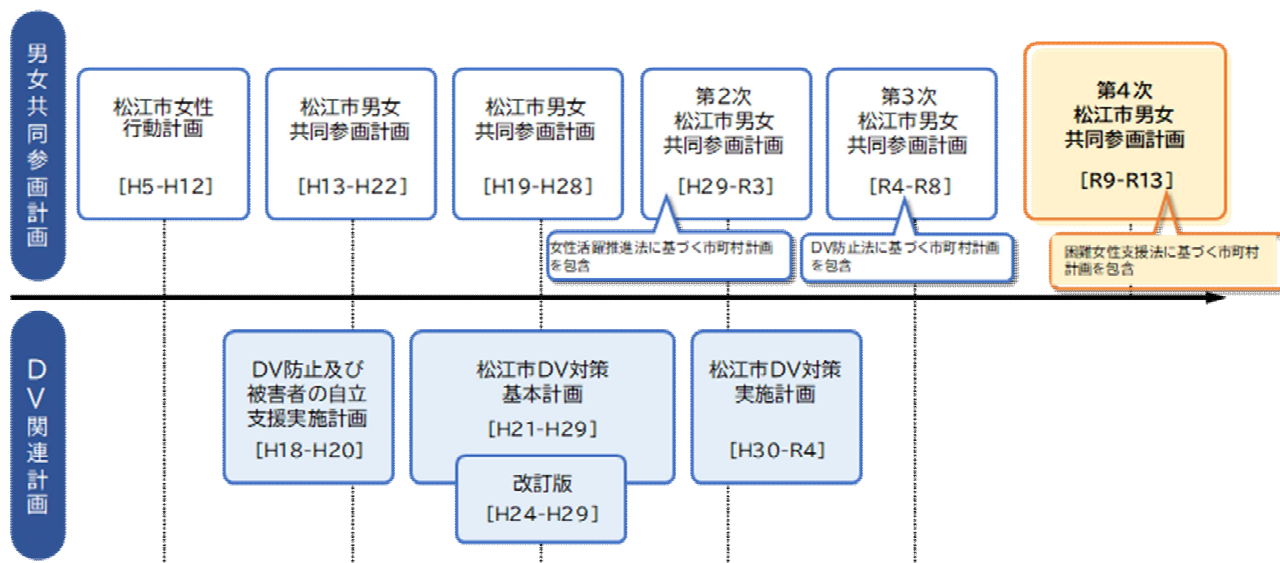
【1】計画策定の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- (2) 計画の一部を女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- (3) 計画の一部を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- (4) 計画の一部を困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）に基づく「市町村計画」として位置づけます。
- (5) 第3次計画の理念や取組を継承しつつ、国および県の関連計画との整合を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

【2】計画の期間

令和9年度から令和13年度までの5年間。ただし、計画期間中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況により見直しを行います。

<参考> 松江市男女共同参画計画・DV関連計画の時系列整理



【3】第4次計画の基本方針

2026年3月に「第6次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。「第6次男女共同参画基本計画」は、「第5次男女共同参画基本計画」から女性の参画拡大、安心・安全（あらゆる暴力の防止）の強化などの点を引き継ぎつつ、男女共同参画推進による男性・女性・あらゆる人の多様な幸せ（well-being）の実現を基本方針に据えた政策体系となっています。「第4次松江市男女共同参画計画」の基本方針についても内閣府、島根県との整合性を図ります。

【4】第4次計画の基本目標

基本目標1

- ① 「男性は仕事、女性は家庭」といった性別役割分担意識については徐々に解消されつつありますが、依然として根強く残っています。また、近年では価値観やライフスタイルの多様化が進む中、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が、個々の選択や参画機会に影響を及ぼす場面が増えています。性別に関わらず、誰もが個性と能力を発揮できる社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消を目指し、幼少期から各年代に応じた教育・啓発を通じての意識改革が必要です。

基本目標2

- ② あらゆる分野における女性の参画拡大は、社会の多様な視点を政策形成や意思決定に反映し、持続的な成長と活力を確保する上で必須の取組みです。しかし、依然として指導的地位や雇用等における男女格差が残っているため、あらゆる分野における女性の参画拡大を引き続き推進する必要があります。
- ③ 家事・育児・介護等の家庭内における負担は、依然として女性に偏っており、女性にとって働き続けることが困難な状況が続いています。また、男性も職場環境により家事・育児等に参画しにくい状況もあります。これらの状況の改善に加えて、多様なライフスタイル・価値観に対応した多様な働き方が実践できるよう環境を整備する必要があります。
- ④ 近年、規模の大小を問わず多くの災害が発生しています。同じ被災者であっても、女性と男性では支援のニーズが異なっています。また、慣れない避難生活の中で、女性が暴力や性的な被害を受けている現状があります。災害時に女性を取り巻く課題の解消のため、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画をはじめ、女性の視点に立った災害対応を実現するための取組みを進めます。

基本目標3

- ⑤ 女性や子どもに対する暴力は重大な人権侵害であり、絶対にあってはならないことです。あらゆる暴力の根絶に向けた取組みを進めるとともに、被害者の回復に向けた相談支援体制の充実を図ります。また、性別に関わらず、困難を抱えるすべての市民が安心して暮らせるための取組みを進めます。
- ⑥ 性別に関わらず、誰もが自らの能力を発揮し、安心して生活できる環境を整備するために、ライフステージに応じた健康支援やメンタルヘルス対策を推進し、心身ともに健康な生活の実現に向けた支援を進めます。

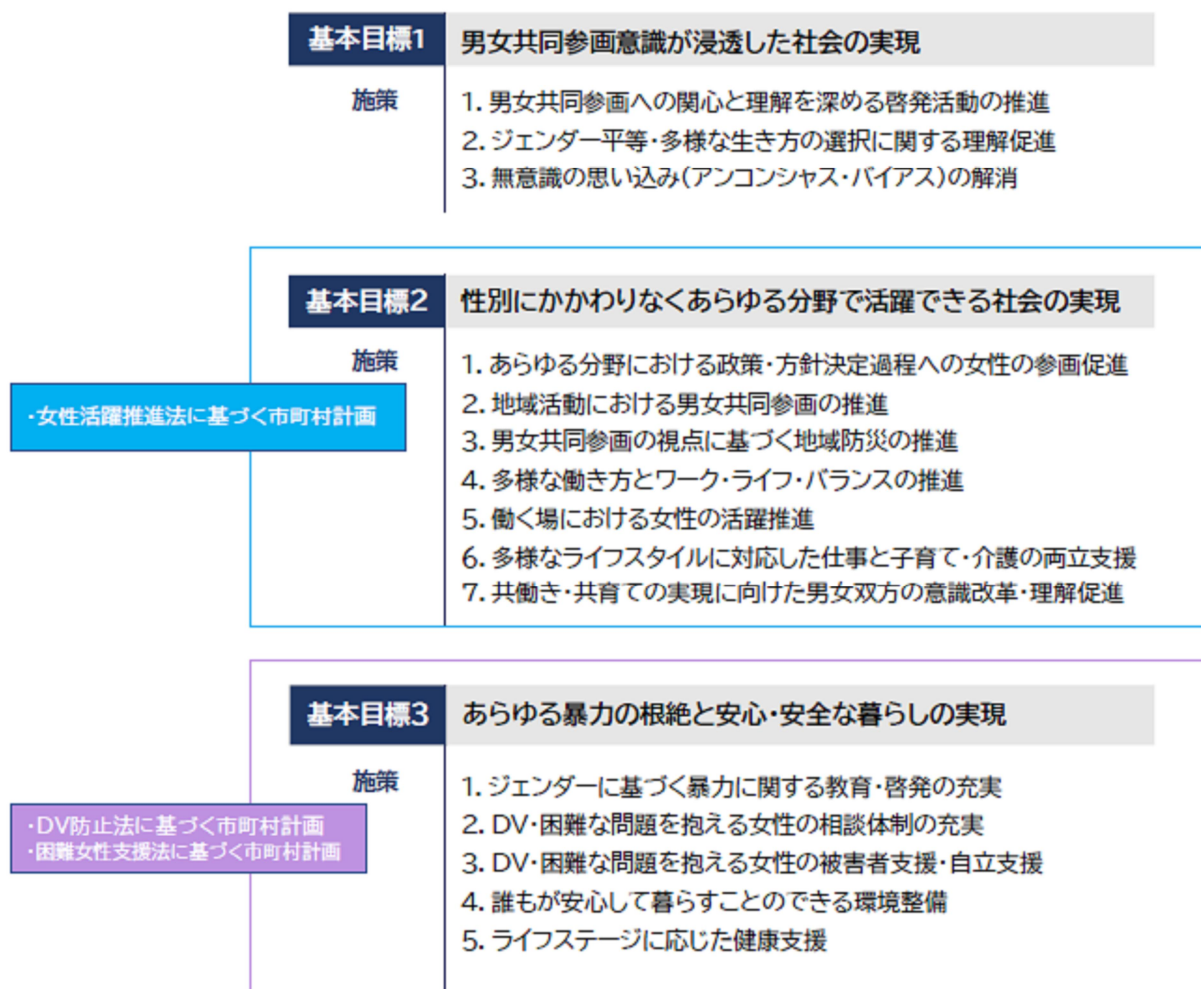
【5】第4次計画の体系について

I. 基本理念

松江市男女共同参画推進条例との整合性を取り、次に掲げる事項を基本理念とします。

	基本理念	基本目標
1	男女の人権が尊重され、性差別を受けないこと及び個人としての能力を発揮する機会が確保されること。	1
2	社会制度・慣行が自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮すること及び性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。	2
3	男女が対等な社会の構成員として、市の政策・方針決定過程へ参画すること。	
4	男女が家庭生活と社会生活の両方において役割を果たすことができること。	
5	ドメスティック・バイオレンス(DV)など性別に起因する暴力が根絶されること。	3
6	性と生殖に関する事項に関し理解・尊重されることが及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。	
7	国際社会における取り組みと協調・連携して行われること。	共通

II. 計画の体系



【6】現行計画との主な変更点について

- ① 内閣府の第6次男女共同参画基本計画、松江市総合計画の方向性と整合性を図りながら、第3次松江市男女共同参画計画を踏襲した形式で基本目標、基本施策を再設定しました。具体的な施策、数値目標、参考数値等については他部署との所管を明確にしつつ今後設定を行います。
- ② 本計画は、2024年4月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）に基づく「市町村計画」とするものであり、基本目標3に位置づけ、目標達成に向けた施策を設定します。
- ③ 性別による無意識の思いこみ（アンコンシャス・バイアス）が男女双方の生きづらさや活躍の場の制限につながっていることから、このバイアスの解消を施策に掲げます。

【7】今後のスケジュール

令和8年	7月23日	第1回審議会
	9月下旬	第2回審議会
	11月中旬	第3回審議会
	12月	パブリックコメント募集
令和9年	1月中旬	第4回審議会
		市長への答申
	3月	公表

<参考> 松江市男女共同参画推進条例第3条 抜粋

本市における男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けないこと及び男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為が根絶されること。
- (3) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意識が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (4) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること及び男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。
- (5) 男女が対等な社会の構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。
- (7) 国際社会における取り組みと協調し、又は連携して行われること。